

総合資源エネルギー調査会総合部会 第21回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年3月6日（水）10：00～12：19

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第21回の総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。今回は、関西電力及び九州電力の値上げ申請について、10回目の審議を行っていただきます。説明者として関西電力からは岩根副社長、九州電力から坂口経営企画本部長にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願い申し上げます。

○安念委員長

おはようございます。皆様、連日、お疲れさまでございます。

お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、前回査定方針（案）のたたき台を提示をいただきましたが、前回の議論も踏まえ、担当各委員の指示の上で、事務局において修正を行っていただきました。それを査定方針（案）として再整理していただいたものが、皆様の机の上にある分厚い資料でございます。本日はこれについて検討するのがアジェンダでございます。

また、今般、国民の声を関西電力の申請に関して752件、九州電力の申請に関して444件いただいております。お寄せいただいた意見は、第18回専門委員会で意見そのものを委員の、これはメーテーブルには配付したわけですが、ホームページ上でも公開しております。今回、査定方針（案）を作成するに当たり、いただいたご意見に回答を付して公表したいと考えておりますので、その公表案を事務局にまとめていただいております。

2. 関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案（案）

○安念委員長

それではまず、事務局から前回からの、前回のたたき台からのという意味ですが、修正点を中心に査定方針案についてご説明をいただくとともに、あわせて意見に対する回答案についてもご

説明いただきます。

それでは、片岡課長をお願いします。

○片岡電力市場整備課長

お手元の資料3と資料4をごらんいただきたいと思います。

資料3、たたき台から変更しました査定方針案であります。全般的な変更点としましては、文言の整理は行っております。例えば「査定を行う」という表現でありますとか、「原価から除く」、あるいは「原価から減額する」、いろんな表現が入り混じっておりましたので、それを内容に応じまして、統一的に整理をしております。それから、今回は論点というのを書いていたけれども、今回、国民の声、公聴会等の主な意見をそれぞれ各項目ごとに記載させていただいております。

では以降、具体的に中身の変更のあったところについて、それを中心にご説明をいたします。

冒頭の経緯等については特段変えておりません。基本的な考え方につきましても、文言の修正以外は中身としては変えておりません。

9ページ以降の人件費でありますけれども、前回、議論がございまして、その後の検討を踏まえまして、査定方針案にしております。

具体的には19ページをごらんいただければと思います。

まず(1)の①のところでありますけれども、3つの黒丸については特段変えていませんが、4つ目の丸としまして、「どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。」と。これは東京電力のときも書きましたけれども、それを書いております。

それから、②については、特段中身は変えていませんが、③でありますけれども、前回議論になった補正のやり方であります。公益企業を3業種とすることは適当である、この文章は変えていません。その後ですけれども、追加しております。「その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。」、それから、「その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。」

加重平均か単純平均かという議論がありましたので、米印で、3業種の中で鉄道のウエートが8割を超えているということもありまして、加重平均は適当ではないというふうに書いております。

20ページのほうに、データといいますか、統計値をつけております。20ページの表は2つとも、これは新しくつけたものですが、左側、地域補正係数がそれぞれ乖離していないというふうにも本

文にはあったんですけども、実際、乖離していないということをこのデータで示しているということでもあります。右側の1,000人以上の統計値、これは行動統計調査が先月末に新しく24年度、公表されましたので、従来、23年の数字で議論しておったわけですけども、新しくなっているので、その数値を書いております。全産業は592万円から594万円に増えております。他方で公益企業はそれぞればらばらでありまして、電気が下がっている、ガスは大幅に上がっている、水道は下がっている、鉄道も同様、通信も同様、航空は大幅に上がっている、こういうことになっています。下のほうに労働者数として、10人単位の数字を書いていますけれども、ガス、水道、鉄道を見ますと、鉄道が圧倒的に多いという数字になってございます。

結果としまして、1人当たり人件費の査定案でありますけれども、21ページでありまして、それを適用しますと、申請額664万円、関西電力でありますけれども、それから37万円減の627万円、九州電力は650万円が598万円になるということでもあります。

それから、23ページであります。

出向者の給与につきましては、前回、精査中とありましたけれども、その後、ご確認をいただきまして、電気事業本体に関係が深いものに限って原価算入されていることを確認した。ただし、関西電力のヒートポンプ・蓄熱センターへの出向については、販売促進的な側面が強いことから削除すべきである。また、九州電力の原子力安全推進協会、これにつきましては団体費との二重計上になっていることから原価から削除すべきであるということ、今回記載させていただいております。

続きまして、燃料費であります。幾つか確認的に書いているところがございます。

まず、34ページの③でありますけれども、原価算定期間中における契約の数量を書いたんですけども、3つ目の黒丸で、「なお」ということで、これは何度も議論がありましたけれども、長期契約を途中で解約した場合の問題点といいますか、契約がどうなっているかということ、ここに記載させていただいております。これはもともとご議論したときの資料にも入っていた話であります。

それから、35ページでありますけれども、具体的には査定のやり方が書いてございまして、下の2つの丸が中身であります。ここは変えていません。前回、九州電力さんから、トップランナーの定義がよくわからないというご質問がありましたけれども、ここに「具体的には」の後に、「原価算定期間内に契約更改等が実施される長期プロジェクトのうち、合意済みの更改価格等が現時点で最も低価格なもの」ということで、原価算定期間内に「更改等」とありますけれども、更改もしくは新規も含めて、ここで読むということでもあります。それは確認的に申し上げたまででありまして、定義は変わっておりません。

それから、36ページで、なお書きを入れています。これは関西電力さんからもご議論がありましたけれども、燃調制度の関係でありますけれども、全日本全体の価格が変動した場合に、燃調制度によって当然、電気料金自体が変わるということでもありますけれども、JLCは全日本の輸入価格の平均であります。当然、電力会社もしくはガス会社も含めて、いろんな会社の既契約分も含めた加重平均で変動しますので、それがどうなるか。上がるか、下がるかということは、この査定との関係では確定的ではないということで、査定と燃調制度の調整は行わないということを書いております。

それから、一番下のなお書きを追加しております。これはこれまで事務局の調査によりまして、高いものが多いけれども、安いものも一部あるというような表現になっていましたけれども、その正確性を確保するという観点から、非公表を条件に申請会社以外の一般電気事業者に対しまして、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行うということで、正確に他社の契約内容を把握すべきであるということを書いております。

以降、石油・石炭等については特段変えておりません。

ご参考までに39ページ以降は、メリットオーダーの確認が、本文は書いていないんですけれども、メリットオーダーの検証を関西電力さん、九州電力さん、相当丁寧に、かつ詳細にやっていたので、それを確認した旨を各観点から当時の資料を載せております。

それから、購入・販売電力料が46ページ以降にありますけれども、52ページのところで、前回もなかなか日本原電への電気の支払いが、日本原電だけでなく、北陸もありますが、原発が動いていないのに払うのはどうかというご指摘がありましたので、より正確性を期す観点から、関西電力が利用者に払う購入電力料、購入電力という名前になっているのでちょっと誤解を招きやすいかもしれませんが、受電量に応じて支払う電力量料金と受電量にかかわらず支払う基本料金の組み合わせになっている。今回の申請では受電量をゼロと見込んでいることから、燃料費と受電量に応じて支払う電力料金は原価に算入されていないということで、削減、前回に比べまして低減になっている。他方で、基本料金、これは維持管理や安全対策工事でございますけれども、そういう費用につきましては、以下の理由により、原価に算入することを認めることが適当であるということを書いてあります。前段の部分の解説部分、これを書き加えております。後段部分の理屈といたしますか、算入の理由については書いておりません。

それから、52ページの一番下の「とりわけ」のところでもありますけれども、日本原電の効率化努力を求めるということについて、書き方をより正確に書きました。これは関西電力の関連会社であるということで、役員における人的関係などを考慮すれば、人件費については関電のコスト削減努力並みに原価から減額する。それから、一般管理費等につきましては10%の減額を行うと

いうことを明確に書いたところであります。

それから、ちょっと飛んでいきますけれども、63ページまで飛んでいただければと思います。

設備投資関係の費用でありますけれども、前回、これも停止している発電所の関係という議論がありましたので、若干正確性を期す観点から、63ページから64ページになりますけれども、建設中の資産について、その資産の妥当性を確認した結果を書いております。64ページで、関西電力につきましては長期停止、火力発電所は原価から除外されたことを確認した。それから、建設中の資産につきましては、工事計画の認可などにより実施することが確定した工事のための要した金額の2分の1のみが算入されていることが確認したということ、確認的に書いております。

それから、それに関連しまして、67ページで、他方で関西電力さん、あるいは九州電力さん自身の発電所で、原発でとまっているものの原価算入の扱い、これも前回の議論がありましたけれども、それも正確性を期す観点から、67ページの(5)の3つ目の黒丸を追加しております。前回は単純に、再稼働を想定しているの、レートベース及び減価償却費を算入することは妥当であるとなっていたんですが、審査要領上、長期停止発電設備については、緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性を踏まえて算入するとなっているということ、これを前提に、これら発電所につきましては、高経年化対策に加え、安全対策等の実施を計画しているということで、先ほどの改良工事等の将来の確実性ということを読み込んで、算入が妥当であるというふうな結論づけたということになります。

事業報酬につきましては、直近までのβ値のデータをとるというふうになっていましたので、74ページでありますけれども、今日時点のデータは今日なのでとれないものですから、3月4日時点のβ値をとった場合、申請における事業報酬率2.9%は妥当であるということ、(4)の一番下に書いております。それについてのデータも76ページのほうに、3月4日まで計算しますと、β値は0.92、申請内容の0.89よりは上がっていますが、トータルとしての事業報酬率は変わらないという結果になったということになります。

それから、事業報酬の意義につきまして、電力会社の財務、あるいは資金調達勘定はどうなっているかという説明も、重要な説明が18回でありましたので、その続きのページ以降にその資料を添付することにしております。

修繕費、公租公課等につきましては特段、すみません、変えていません。

バックエンド費用についても変えておりません。

それからその他経費・控除収益についても、文言の先ほどの整理は行っておりますけれども、サブスタンスとしては特段変えていません。

以降、レートメイク等についても変えておりませんが、スマートメーターのところがありまし

た。114ページ以降にスマートメーターの話が出てきますけれども、117ページで、前回、幾らになるのかという数字とといいますか、数字の妥当性も入れたほうがいいというご議論がありまして、117ページの一番下に原価の織り込み単価を1万4,000円台程度にすべきであるということを追加しております。

11番の費用の配賦・レートマークについては特段変えておりません。

今回新たに追加した項目が最後の12番、今後の対応が望まれる事項、132ページ以降であります。これまでのご議論を踏まえて書いているつもりでありますけれども、もし趣旨が違う等がありましたらご意見をいただければと思います。

133ページでありますけれども、今回の審査に当たって、委員から指摘された事項は以下のとおりであり、今後、経産省等における適切な対応を期待したいということで、まずバックエンド費用について、発電するごとに費用化していく。生産高比例方式になっておりますけれども、原子力の稼働がない場合には積み立てが行われないということで、十分な積み立てが行われず、将来世代が負担を負うといった事態を避けるために、必要に応じて制度の見直しを行うべきであるというご意見。

(2)ですけれども、経営効率化に関しまして、今回の申請にとどまらず、より長期的かつ持続的、効果的に取り組みを進めていくため、社内の人材が作成するためのエンジニアリング能力を向上させるといったような取り組みを行い、その取り組みを随時公開すべきというご意見。それから、経営効率化に関する評価について、電気料金の透明性を確保するという観点から、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するといったような、効率化インセンティブをさらに促進する仕組みを検討すべきというご意見。

それから、スマートメーターの調達に当たっては、東電同様に透明性を確保し、オープンな形で実質的な競争が行われる入札を行うべき。また、火力発電所の建設につきましては、これも火力入札のガイドラインができていますので、入札を実施すべきであるというご意見。

それから、天然ガスに係る調達ですけれども、今回ご議論がいろいろありましたけれども、従来の石油価格リンクの長期契約に加えまして、スポット取引が増大している。あるいは天然ガス価格リンクの長期契約の増加が見込まれるということ踏まえまして、事業者がそういった新たな取り組みといたしますか、そういうチャレンジを阻害することがないように、必要に応じ、現行の燃調制度のあり方も検討していくべきというご意見。

それから、やはり総括原価方式について問題であるというご意見もありましたけれども、これにつきましては、電力システム改革専門委員会の報告書が既に取りまとめられているということで、競争のもとで需要家が選択できる仕組みを導入していくとさせていただきますので、それを着

実に履行していくべきであるというご意見であります。

参考までに、134ページ以降で、東京電力の査定方針案をつくった際にも委員会からご指摘をいただいた事項がございました。それに対しまして、今回どのように対応していったかということで、簡単にご紹介しますと、電力システム改革につきましては加速すべきという動きがありまして、報告書はまとめられ、所要の法案を提出すべく現在準備しているというところであります。

2につきましては、事後評価のあり方として、変更命令の発動基準を検討すべきであるということでもありますけれども、これもご紹介しましたが、23条の発動基準をつくったところであります。

それから、卸電力取引の活性化の議論については、前回、東電のときはまだ議論中ということでありましたけれども、今回におきましては、それぞれ会社さんからシステム改革専門委員会で表明されたものを踏まえて、取り組みを算入されておりますので、それを確認したということでもあります。

4では、日本原電、原燃、電中研のような電力会社とかかわりの深い団体の価格の妥当性ということのご指摘でありまして、これにつきましては、今回一定の給料等に対する情報公開があったというふうに考えております。また、それを踏まえまして、今回の査定方針案ができていくということでもあります。

それから、燃料調整制度の関係ですけれども、今回の査定方針案でも原価の織り込みについて効率化努力を求めるということで、一步今回新たに踏み込んだといえますか、新たな査定方針をつくっていただいたというふうに思っております。それに加えまして、他の電力会社等につきましても同様の取り組み、いわば効率化の取り組みを促していきたいというふうに考えております。

以上であります。

続きまして、資料4のほうで、「国民の声」に寄せられた主な意見に対する見解をまとめております。

1枚めくっていただきますと、概要がありまして、募集期間、11月26日、申請の日から公聴会が行われました1月28日、関西ですけれども、九州は1月31日まで募集をしました。合計は、先ほど安念先生からもお話がありましたとおり、関電で752件、九電で444件でございました。この本文そのものはホームページにも掲載しております。

主な意見は人件費、燃料費、その他原価等々、このようにございます。以降、表の形式で、これは関西電力、九州電力、それぞれに資料をつくっていますけれども、人件費について、例えば表のほうで、1は役員報酬をカットすべき、2は給与水準を下げるべきというご意見が並んでおります。右側のほうで見解がありますけれども、これは案なんですけれども、今回の査定方針案、

これをここに見解として書かせていただいております。基本的には人件費もそうですし、5ページ以降で燃料費、購入電力も同じでありますし、それから次の6ページのその他の個別原価、7ページの費用配賦・レートメイク、このあたりまでずっと査定方針案を基本的には引っ張っております。当然、今回、査定方針案がまた変わりますれば、それを踏まえて変更したいと思っております。

他方で、例えば11ページ以降ですけれども、電気料制度について、総括原価方式の廃止でありますとか、小売りの自由化、発送電分離等のご意見、それから12ページ以降で、原子力発電所の再稼働、それから逆に再稼働すべきである、あるいは逆に再稼働すべきでない、そういうご意見もいただいております。

それから、9. 以降で再生可能エネルギーの話でありますとか、その他、役員の天下り、公務員の天下り等々のお話をいただいております。これらにつきましては、専門委員会の料金審査の対象外のものもございますので、それにつきましては括弧内で断った上で、経産省としての見解をここに記載させていただいております。

個別に1件、1件、すみません、説明する時間もなかなかございませんので、説明については以上にさせていただきたいと考えております。

なお、参考までに、今回、査定方針がまとまりすれば、消費者庁への協議を行いたいというふうに考えておりますけれども、チェックポイントが消費者庁さんから示されております。これにつきましては随時、「国民の声」あるいは公聴会の意見とともに、この場で提示させていただき、それを踏まえてご検討いただいております。したがって、今回、チェックポイントの回答につきましても、基本的にはこの査定方針案、これを具体的に参照する形で書かせていただいております。これにつきましても、査定方針案が最終的にまとまりますれば、それを踏まえて変更したいというふうに考えております。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それではディスカッションに移りたいと思います。査定方針案について、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

陶山さん、どうぞ。

○陶山オブザーバー

すみません、19回、参加できなくて申しわけございませんでした。今、ご説明いただいたんですが、ちょっとついていけないところがありまして、その点で教えていただけたらと思います。

職員の人件費についてなんですが、補正を、査定方針案の19ページのところで、(1)の①の4番目のところでは、賃金体系は事業者の自主性に委ねられるべきものであるということと、それから、その下の②の公益企業との比較のところで、「同種同種比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。」と、これはどのように読んで、実際にはどういう算出がされていくのか。補正をポイントを合わせていくのかいかないのか。

それからもう一つ、このことが査定方針として取りまとめられたときの、後の各電力会社さんの実際の賃金体系というのがどうなっていくのかは、それぞれのところで、賃金体系に影響を与えるのか、あるいは与えないのか。また、実際の支給給与の考え方、これは原価算入する部分であって、それぞれ労使との交渉にあるというお話も前回からずっとされているので、実際の方針としてはどのようにお考えなのか、お伺いできればと思います。

○安念委員長

これは委員会としての考え方ですから、まずは私から申し上げます。

今、陶山理事から正確にご指摘いただきましたように、この査定案というのは何も賃金水準とか賃金政策とか人事政策とか、そういうものを決めてくれということではなくて、この水準の給与掛ける頭数は人件費として原価で面倒を見ますということを行っているだけです。ですから、それを実際にどう配分するかとか、さらには実際に労使交渉でもっと1人当たりの人件費を上積みするとかいうことは、これはもう企業の全く自由でございます。つまり、人件費として原価で面倒を見るのが、この600万、あるいは500万円掛ける正社員の数で何百億とか、そういう数字で出てくるわけです。そこから先は労使交渉で自由に決めてねということでございます。ですから、この先どうなるのかということについては、それはもう企業のご判断という、それだけの話でございます。

それともう一つは、補正についてのご質問は、具体的にはどういうことございましたか。

○陶山オブザーバー

ここに書いていることの意味がちょっと私が。

○安念委員長

そうかそうか。じゃ。

○片岡電力市場調整課長

恐らくその算出の方法といいますか、この21ページの627万円でありますとか、598万円。これはどうしてできたのかというご質問だと思うんですけども、結局その計算の方法としましては、ここの19ページに書いていますことは、まず②のところで、従業員1,000人以上の企業の平均値594万円、これをまず基本とするということです。これがまず一つあります。

それから次に、他の公益企業との比較について、その数字をどうするかということ②に書いているんですけども、これは3業種につきまして、その3業種のそれぞれの平均値、これを電力会社、今回の申請会社の学歴とか年齢とか勤続年数、これで補正するということです。具体的には、この20ページのほうに調査、それも生の数字が書いていまして、全産業は、24年度という欄を見ていただければいいと思うんですが、全産業で594という数字があります。それから、公益企業はガス、水道、鉄道を今回使うということです、この672とか577とか586というのがあります。これらガス、鉄道、水道のそれぞれの人員構成、学歴とかあるいは年齢とか勤続年数、それぞれ異なっています。それらを、今回電力会社の申請会社の体系に合わせる。例えば年齢が高い人が多いのであれば、その年齢数をこの統計数値に当てはめていくことになります。そうすると、この672万円のガスでありますとか、577万円の水道でありますとか、586万円の鉄道でありますとか、それぞれの数字が変わってきます。例えばガスだったら下がったり、鉄道だったら上がったりとか、そうしてくるわけです。それら3つの数字をさらに単純平均をする。そうしますと公益企業の平均値という数字が出てきます。この公益企業の平均値と594万円、このもとになっている基本ですけども、それを単純平均して足して2で割るといふようにしますと、結果として627万円とか598万円という数字になるということです。それに加えて、地域補正もするので掛け率を入れますけれども、考え方としてはそういうことであります。

ただ、あくまでこれは先ほど安念先生が言われたとおりでありまして、原価として妥当と考える数字でありますので、その範囲で、あるいはそれを超えてどうされるかというのは、(1)の①の下から2つの丸に書いています大原則、賃金は労使で決まるということ。それからその中でどう賃金体系、フラットな賃金体系なのか、年功序列なのか、そうしたあたりも含めてどうされるかも、これも事業者の自主性であると、そういうことを書いているわけであります。

○安念委員長

余りよろしくない顔をしていらっしゃるんですが、大丈夫ですか。

○陶山オブザーバー

いやいや、そうじゃないです。すみません、私の理解がついていかなくて申しわけないです。

それで、ここの委員会でお聞きすべきことではないのかもしれませんが、実際に今朝の新聞なんです、九州版で、九電年収28%減要求へというような見出しで来ていますね。それで実際に、ここではそれは原価算入部分ですよという話はここで浸透しているんですけども、実際にこの数字で動いていくというふうに、皆さんは新聞を読まれたらそのように受けとめられると思いますので、実際のそれぞれの職員の方がこのとおりでないという実態がだんだんわかってきたときにどうなのという話になってくるかと思いましたので、少しここで情報を、これからどうい

方針になるのか、両者の電力会社さんのところをちょっとお聞きしてみたかったなというふうなことなんですけれども、お答えになれないということであればそれで結構です。

○安念委員長

いや、お答えいただいてもいいけれども、これから労使交渉を始めて、皆さんは袋だたきになるという、そういう段取りですよ。

○辰巳委員

多分、まだこれからで、これはこれから計算するための方針であって、恐らく陶山さんが気になさっているのは、その後、どのぐらいの金額になるのかという、例えばトータルでね。掛け算すれば人数は一応は出ているんだけど、そういうのが数字がここに明確にないから恐らく気になっていると思うんです。そこら辺の順番をちょっと。その数値はここで別に出すわけでも何でもないんですね。この方針案でおしまいということなんですね。

○安念委員長

それについては濃淡があるわけですね。つまり、この人件費について言えば、この文章を読んでいくと、統計資料が与えられれば、ほぼ一義的に答えが出るということですが、例えば燃料費なんかは、25年、26年についてはトップランナーでいきますとっている。トップランナーというのは何かということは全然わからないわけです。それから、さらに27年についてはシェールのおかげで先安感があるから、それも一部加味してなんて書いてあるわけで、全く定性的にしか書いておりませんから、この文章だけでは少なくとも一義的な数字は出てこない。ただ、それは一義的な数字にすることがもともと不適当だからそうしているだけの話であって、あとはいいかげんにやってねという、そういう意味でしたのではもちろんございません。ですから、費目によって一義的に数字が出る、あるいはほぼ一義的に数字が出るものもあるし、文章として定性的にしか書かれていないものもあるということでございます。

○河野オブザーバー

ありがとうございました。10回審議をしていただいて、本当に委員の先生方も私たち消費者が思っているよりも厳しいご意見を持っていらっしゃるということで、ちょっと安心したところもございます。

1点、内容に関してではなくて、まとめ案に関して1つつけ加えていただきたいことがございます。それは最初のところの審議の経緯のところなんですけれども、非常にコンパクトに、本当にこのとおりでと思いますが、一言そこに、東電さんのときには書き加えていただいておりますけれども、今回、関電さん、九電さんの10回の審議において、私と全大阪の飯田さん、それから九州市消団連の陶山さん、消費者団体でも構いません。消費者からオブザーバーとして私たちが

全ての会議に参加させていただいたということ。消費者庁さんもずっといらっしゃっております。それから今日のご欠席ですけれども、事業者の方もいらっしゃっていますので、オブザーバーとして私たちも参加させていただいたということだけ、審議の経過の中に文章で残していただければというのが1点お願いでございます。

それからもう1点、今回、非常に数十年ぶりの値上げ審査ということで、私たちも勉強させていただきましたし、電力会社さんも非常に厳しい目にさらされたというふうに思っております。今後、為替レートがどうなるのかとか、それからLNGをどういうふうに調達するのかとか、不確定な部分というのは非常にあります。それから、原発が動くのかどうかという、そもそも電源構成が申請された現時点からどういうふうに今後なっていくのかというのは、料金を払う立場にいる私たちにとっても非常に気になるところでございます。

できれば今回、改めて、本当にいろいろ情報を出していただきました。ふだんはなかなか、私たちの関心が低いということもあったかもしれません。つつい電気は普通に来るものだというふうに思っていて、特に私たちのほうできちんとそこに関心を寄せるということなく日々暮らしていた。結果、今回値上げということになって、思いがけずいろいろ情報を出していただいた。こういう情報をぜひ日常的に、最後のまとめのところにもありますけれども、出していただきたい。こんな便利なことがありますよという、その利便性のほうだけではなく、経営努力もぜひホームページなり何なり私たちがアクセスしやすいところに、新しい燃料調達に関する投資ですとか、そういうことをされたときでも、私たちに情報を随時出してください。

ここで今後3年間どうなるのかということは、社会状況もわかりませんが、でも少なくとも私たち消費者も、電気を使わせていただく以上、そのことに無関心ではいけないということは、しっかり自覚しましたので、そういったことでぜひ、メリットオーダーの表なんかも本当に出していただけたらと思っていなかったんですけれども、今回まとめの資料にもつけていただいたということは、ちゃんとやっけていらっしゃるんだということの証拠になることも含めまして、でも消費者はそうなんです。ちゃんとやっているのかなぐらいにしか思っていませんでしたので、そういったことも含めまして、今後のお願いでございますが、ぜひ随時そういったことも含めて利便性のほうも、サービス、それから電力会社さんの努力も、ぜひホームページ等で消費者にお知らせいただければというふうに思っています。

その2点をぜひお願いしたいと思っています。以上です。

○安念委員長

後者の点ですが、電力会社の方はみんなまじめなんだけれども、まじめだから全て書きちゃうんだな、ホームページに。何でもかんでも。とてもじゃないが見きれないような情報量になっ

ていて、そこはなかなか、きまじめなだけに大変ですよ。よろしく願いをいたします。

それから、オブザーバーにご参加いただいたことは、これは書きましょね。ただ、その書き方は私にお任せいただけますか。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○陶山オブザーバー

経過のところでおブザー参加させていただいたということで、非常に今回こういった委員会を通していろいろな情報が開示されていって、私たちもそれにアクセスすることができるようになりました。本当に意義のある委員会だったというふうに思います。

それからもう1点、経過の中で、公聴会に委員長初め委員全員で4人ご参加いただいたということは、これも非常に意味のあることだったというふうに思います。ぜひこの中にも書き入れていただいて、九州の公聴会では各委員の皆様方がコメントされたことに対して、会場から拍手が起こっていくという、非常にそこで発言した人たちの気持ちを受けとめていただいているという、そういった共感の気持ちがそこで伝わっていったというふうに思います。

ぜひそういった目で委員の方が査定をされているというふうに、公聴会に参加した消費者なり関係者は見たというふうに思います。そういう意味では、ここの委員会が非常に機能をしたというふうにも私は思っています。

その中で1つ、それは経過のところにも1つそのことと、それから今後、対応が望まれる事項についての希望なんですが、その中で松村先生がまさにおっしゃったことなんですが、この委員会の中で対応できること、それからこの委員会では対応できないことがあるということで、今後対応が望まれる事項の中に、九州では当然ながら核燃料のこと、それから核燃料サイクルのことについて多くの時間が費やされて、意見が陳述されました。ぜひこの委員会意見として、今後対応が望まれる事項の中に、核燃料サイクルについての消費者あるいは地域住民、あるいは国民という形での意見が寄せられていることに対して、明確に対応をしていくというようなことを、この事項として書き入れていただけたらというふうに思っています。

報道の中でも、経産省の中でも、核燃料サイクルについては、本当に中では9年前とか言われていましたけれども、9年、10年前あたりから、その政策意義については失われているのではないかとご議論もあったというふうに報道されてはいたし、電力会社さんのところでもそれはリスクとして捉えられているところもあるという報道もありました。今回、いろいろな情報が開示されていく中で、あるいは当然ながら2年前の福島第一原発事故の教訓ということで、公聴会では多くの意見が集中しているというふうに思います。松村先生も言っていただいたんですが、しかるべき場に出された意見として適切に対応してほしいということをおっしゃいましたので、

公聴会で出された意見に対しての対応、特に核燃料サイクルについての検討について、事項をこの委員会の意見として取りまとめの中に加えていただければというふうに思います。

○安念委員長

第1点については大変ありがたいご指摘をいただきまして、ありがとうございました。

第2点はやや中身にかかわることですので、どうしようかな。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

今、私の名前を何度も言及していただいたので、一言発言いたします。

この委員会のミッションでないことに関しては、この委員会では議論していないので、こういう方向で対応すべきであるということを書くのは無理だと思います。

しかし、公聴会でこういう意見があったので、それを踏まえて今後検討してほしいと書く、公聴会で意見があったという事実と、検討してほしいという要望であれば、何らかの形で書き込むことは可能ではないか。ただ、どういう方向で対応してほしいということは、さすがに議論していないので、書き込むことは難しいと思います。

以上です。

○安念委員長

この点について何かご意見のある方、いらっしゃいますか。

そうですね、確かに公聴会での目立った意見がこういうものとしてあったという事実認識を書くということは、あるいは可能かもしれませんね。

それでは、余り平場で議論してもしょうがないので、山内先生と後ほどご相談ということで、よろしいですか。じゃ、そうさせていただきます。

どうぞ。

○陶山オブザーバー

ありがとうございます。ご検討いただくということで非常に価値があることだと思います。

特に今回、この委員会が電気料金という、コストについて非常に集中的に検討していかれる委員会であったということなので、当然、安全問題もあるんですけども、コスト問題として非常に多くの議論が出されているというふうに思いますので、ぜひともご検討いただきたいというふうに思います。

○安念委員長

なるほどね。それは確かにそうだな。

ほか、いかがでございますか。

どうぞ、松村先生。

○松村委員

まず燃料費のトップランナーです。ここの記述を変えてほしいとは思わないのですが、一言コメントがあります。私自身はこのトップランナーに、この申請事業者の中が一番良いものだけでなく他社のも含めてとあり、これは当然だと思うのですが、むしろ申請事業者のものは除いたほうが良いと思っています。仮に申請事業者で3つのプロジェクトが同時にあり、そのうちの一つは頑張って調達価格を下げたら、その結果全体の原価が下げられて、他の2つも下げられてしまった、こんなことなら頑張らないほうがよかった、などというようなことになると、すごくまずい。自分以外の事業者の中で一番よいものに下げるのが本来の姿だと思います。ただ、そう書くのは難しいのもわかります。

例えば極端な場合、仮に10社全部、あるいは9社一斉に値上げ申請を出したとして、自社を除くと明記したら、1社だけが少し高目の査定で他社の算入原価が低いとなると、その会社がトップランナーだと明らかにする結果となります。それでは情報上の問題がひょっとしたら出てくるかもしれない。したがって、今私が言ったようなことを一般論としてルールとして決めるのは難しいかもしれない。しかしその点、やはり配慮は必要だと思います。今回の適用でもあるいは今後の適用でも、考慮すべきことだと思います。

それから、今と真逆のことを言いますが、今回の査定はこれでいいと思うのですが、今後もこれをやっていく基準点にするのは少し慎重にすべきです。余りにも重要すぎる問題なので、本格的にこの燃料調達のことに絞ってどう考えるべきか検討すべきだと思います。全くの杞憂だと思いますが、この業界とても仲のいい業界なので、おまえのところ頑張ると、トップランナーでうちが査定されて大変迷惑だ、余り頑張るな、などというようなささやきが、頑張っている会社に来たりすると、日本国全体にとって、とっても迷惑です。今回の場合には、このようなことが起こるなんて全く予想されていない状況で、厳しい査定方針を出したので、そのような弊害は全くなかったと思いますが、今後、もっといろいろ考えなければいけない問題があると思いますから、これについては継続的に議論すべきだと思います。言うまでもなく今後も将来の費用低下を見込んだ厳しい査定は継続すべき、より強化すべきだと思います。

それから、117ページのスマートメータのところ、もっと早く指摘すべきだったのですが、こんな遅くなって申しわけありません。前回のコメントに対してこの1.4万円という数字を入れた。私が要求したのはこれではありません。関電、九電が出してくれたライフサイクルコストでこうなる、原価算定期間外も含めれば安いのだという資料を、私たちは確認しました。これがわかるような資料をお願いします。両電力から出てきた数値をそのまま使ったのではなく、査定した

全体のライフサイクルコストでちゃんと確認したというのがわかるような参考資料を出してもらいたいということです。もちろん、経営情報が含まれていてまずいとかなというようなことがあるかもしれない。あるいは比較対象とした一体型に関しても、もちろん出されたものをうのみにしたのではなくて、私たちなりに合理的に調べて、そちらは他社の情報ですから出しにくいとか、そういう事情があって出せる情報に制約があるということはやむをえないかもしれません。しかしいずれにせよ、ライフサイクルコストとして、将来のコストまで両電力は出してくださったわけですから、将来の推計について私たちはこう考えましたというのを出しても問題があるとは思えないので、ライフサイクルコストがわかるような形での参考資料をぜひ出してください。

○安念委員長

これ、最後の点は書きぶりにかかわることですよ。参考資料だけでよろしいですか。この記述は変えなくていいですか、本文の。

○松村委員

はい。

○安念委員長

わかりました。じゃ、それはそういたしましょう。

この点について何かご意見おありですか。

第1の点は、トップランナーがまさに自社だったという場合どうなんだということです。私の個人的な認識ですが、これはもともとインセンティブをつけるためにやっていることなんです。この査定方針案の適用に当たっては、インセンティブを殺ぐような適用の仕方をしないのは、ある意味では当然のことと私は考えております。したがって、頑張ったところに懲罰を加えるような査定なんてするはずがないのである。これは何も法律の条文じゃございませんから、もともとの目的に即した査定の仕方を大事にさせていただくという私どもの意図であるのは、これは初めから明らかなんじゃないかというふうに私は考えております。

それから、これを今後の一般原則にしてよいかという点も、今はまさに燃料については大過渡期でして、実際にはシェールの問題について、たった半年かそこいら前の東電の議論のときには格別大きな問題としては、私どもも認識していなかったわけです。この先、シェールガスが出てくるわ、シェールオイルも出てくるわ、いろいろな非伝来型の燃料が出てくるし、それで供給は増えるわけだが、一方、新興国の需要もどんどん増えていくでしょうから、またそれで話は変わってくるというので、非常に変数の多い状態でございますから、今はこの考え方でいくとしかいいようがない。

しかし、環境が激変している以上、これはこのまま続くかもしれないし、続かないかもしれな

い。そういう意味では、暫定的な見解を示したということになるのではなからうかというふうに、私個人としては思っております。とてもじゃないが、遠い先のことまで、5年、10年の先を見越して一般的なルールとしてつくれる、固定すると、そういう状況ではないように私は思っているのですが。私の個人的な見解です。

ほかに何か。今の点でも結構ですし、ほかに何かありましたら、どうぞ。

八田先生、どうぞ。

○八田委員

スマートメーターが期間を超えてペイするという事ならば、将来は償却扱いにすべきだという議論があったと思います。ところが、今後対応が望まれる事項という中に見当たりません。検討することとして、これは入れてもいいんじゃないですか。

○安念委員長

なるほど。ご意見ありますか。

○永田委員

ここはちょっと私も詳しくはないんですけども、電気事業会計資産規則での取り扱いがあったと思うんですけども、スマートメーター等の計器については取替法の適用資産であると特定されたと記憶しておりまして、そこを変えないといけないということになりますか、ここでそういうことを踏み込めるのかどうかというのはどうでしょうか。ちょっと私も……

○安念委員長

いやいや、変えるといったって省令ですよ。省令ですよって、ばかにしちゃいけないんですけども、要するに電気事業会計規則の何条だったっけ、13条かなんだかに、メーターは取替資産だって書いてある。したがって、償却資産ではないという意味でしょうね。取替法によるかどうかというのは、それは何ちゃら要領というのがあって、これは法令じゃなくて、内規ですけども、その中で取替法によると書いてあるんじゃないかなったでしたっけ。だから、別に将来の希望を言うだけなら、別にそれはそれで構わんということです。

ただ問題は、償却資産扱いにすることが正しいかどうかというのは、これは実体問題だから、これはもしご異論があるのならばぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○永田委員

おっしゃるとおり、初期投資の部分が、いわゆる八田先生が考えていらっしゃる、これは固定資産であるということで、その分については減価償却をすべきという、そういうお考えという理解でよろしいですか。

○八田委員

要するに将来検討していただきたいということです。認可対象期間を超えて便益を与え続けていくわけで、将来の利用者がそれを負担しないというのは変な話だと思いますからね。とにかくどっちの意見があるにしても、これは一度きちんと検討すべきでないかと思います。

○安念委員長

梶川先生も検討するという点でいいですか。

○梶川委員

はい。検討するというところでは全く同意でございます。さらに言えば、いわゆる会計的な処理の仕方と、この査定上の物の考え方について、本来的に言えば、少しずつ整理を進めていくということは、今回、今後の課題に書き入れてほしいということではないんですけれども、ここで発言としてはやはりさせていただければというふうには思います。

○安念委員長

ありがとうございました。じゃ、それは書き入れることにいたしましょうか。よろしいですか。じゃ、すみません。山内先生、残っていただいて、書きぶりについて検討させていただきます。どうぞ。

○辰巳委員

どこに入ると適切かが、私ちょっと今わからなくて、うまく申し上げられるかどうかわかりませんが、私が当初ここに参加させていただいた折に、非常に思ったことは、値上げの話になれば、消費者は多分電気の消費量を減らすだろうと。だから、トータルで恐らく消費量が減っていくはずだというふうに思うのに、そうじゃないんだという。そうすると燃料費も安くなるんじゃないですかというふうなお話もさせてもらったら、何回目にかに、いや、そういうわけではなくて、設備というものがまずは必要でというふうな内訳をいただいて、少々の節電ではちっとも料金には反映しないというふうなお話があったりして、ああ、そういうものかというふうに私はすごく理解したんですけれども、そういうことをやはり消費者は考えるもので、そういう話って全然今回は関係なくなってしまうんですけれども、何か改定の中で入れていただいて……

○片岡電力市場調整課長

すみません。説明が足らなかったかもしれませんけれども、一応書いていまして、結局、メニューの話になってくるので、130ページなんですけれども、選択約款についてというふうに書いていまして、要はいろんなピーク対応メニューとか、省エネ節電メニューが普及してくれば、当然節電効果もありますけれども、需要が減るであろうと。それについてどう思うかということが、一番下のところで、「なお」というところで3行目から書いていますけれども、これらのメニューが想定以上の効果を発揮する場合、需要が減るので、料金が引き下がるのではないかと指摘

もあったが、一定の仮定を置いて試算した結果、むしろ値上げになることが確認されたことから、こうした効果を織り込むしかないと考えられるというふうに書いています。

○梶川委員

先ほどの、結局、項目をつけ加えられるのであれば、先ほどは結構だと言ったんですが、その文脈の中に、現行の会計規則と査定上の考え方の基本についてというような文脈をちょっと入れていただければありがたいと思います。

○安念委員長

ちょっと待って。そこで言う会計規則というのは、企業会計原則のことをおっしゃっている。

○梶川委員

いや、企業会計原則というか、今、現行、電力会社さんがされている規則がございませぬ。それはもちろんほとんど全部企業会計原則によられているところもあるんですけども、この算定規則等で細かく要領が決められているところもあると思うんですが、そういった物の考え方と、査定上のいわゆる原価算入について、幾つか引当金等のようなもの、災害時の引き当てのようなものもございましたし、強いて言えば税効果的な物の考え方いろいろ議論になりかかってはいたと思うので、そういったことについて少し議論を深めていただけるような、ほんの1パラグラフなんですけれども、もしここであえてスマートメーターの減価償却という話題が出るのであれば、その文脈のところに入れていただければありがたいということでございます。

○南委員

確かに、この会計原則とこの査定原価算入もろもろというのは、連動しているところもあれば、連動していないところもあって、非常にわかりづらいことは事実なんですけれども、全体としてこの総括原価方式をどう見直していくかという問題はちょっと置いておくと、私は会計原則と必ずしも一致させる必要は全くないというか、逆にないのではないかなというふうに思っていて、わかりづらい点があることは十分理解していますけれども、と思っておりますので、そこは若干議論が足りないという前提で、委員会としてリファアーすることには躊躇を覚えます。

○梶川委員

私は一致させるという趣旨の話ではございませぬ。それぞれの意味を整理できればなということでもございました。ですから、今もうその査定原価の要領があるわけですから、それで結果的に違っているという話にはなり得る。また、違う形の裁量がきくということだとは思いますが、そこをもう少し整理ができると考え方がまとまるのではないかな。決して、会計処理どおり査定するということでは全くございませぬ。

○山内委員

お二方の意見、それぞれごもっともだと思っけていて、会計の規則とこれが一致している必要はないと思うんです。ただ、会計の考え方も随分変わってきていて、この料金の算定規則自体が非常に古いんですね。だから考え方を少し、新しい考え方をに入れて、どうしたらいいかということを検討することは必要だと思います。

○松村委員

有識者会議のときから、東電の査定のときも、今回の査定でもずっと混乱した議論が続けているのですが、非生産的です。企業会計上のルールを強く言うのはもう勘弁してほしい。基本的には原価の話をしているので、当然企業会計との乖離はありえます。例えば先ほど賃金の話が出てきましたが、企業会計上は当然支払った賃金を財務諸表に載せるわけですよ。実際に支払う金額とここで査定した人件費と違う値になったとしても、実態に合わせて査定金額を変えることはありません。そもそも論として2つが必ず一致しなければならないなどということはありません。参考にすることはあっても、原価算定ルールを会計原則に合わせるという発想ではないと思います。

それで、私が前々回あきらめたと言ったのは、一般的な会計規則からではなくて、料金算定規則でそうなっているから、ここで変えるわけにはいかない。あくまで料金算定規則の問題です。長期的に見直すべきであると言ったのも、料金算定規則のレベルの話です。料金算定規則が、山内委員がご指摘のとおり、大分古くなっていて実態に合わないようなものが、他にもあるかもしれませんから、今回出てきた問題で明らかになった、古すぎて実態に合わない規則は見直す。その例の一つとしてスマートメータの問題もあるかもしれないという整理でいいと思います。今までの機械式メータが続いている状況だったとすれば、そもそもこれが大きな問題になることはなかったわけで、その意味では新しい問題である。だから、こういう新しい事態に直面して、不都合になった算定規則は今後順次見直していくべきであるという整理でいいと思います。

以上です。

○安念委員長

企業会計の問題と原価の算定というのはどういう関係なのかは、私なんか全然わからなくて、わからないままです。根本的に違うのは、過去に起きた財務上の事象をどう認識するかという企業会計の問題と、将来起こるかもしれない、そう言っちゃ何だけど、半分占いみたいなことをやっているのと、それが根本的に違うんですよ。ところが一方、じゃ、将来に向かってのフォワードルッキングな予測をしているのに、その中で使われている概念の多くは、しかし会計上の概念なんです。そこが非常に難しく、将来のことだというふうに考えると、企業会計というのは遮断される。一方、中で使われている個々の概念になると、今度は企業会計のほうに

引き寄せられていく。ちょっと股割きみたいな現象なんです。

どうぞ。

○山内委員

だからこそ松村さんが言ったみたいに、会計原則から出るという発想ではなくて、原価を算定するためのものであって、必ずしもその間に乖離があったっておかしくない。ただ、社会的に見ると、説明という意味で言えば、会計原則というのを一つ参考にしながらこの規則をつくっていくというのは一つだし、それから今、繰り返しになりますけれども、事態が変わってきているので、新しい事象に対処するような算定規則をつくらなきゃいけない。そういうことだと思います。

○安念委員長

それは大問題で、私も根本的な認識としては全くそのとおりだと思うんですが、どうしようかな。

○山内委員

これは、ただ、さっきのシステム改革の話があって、将来的に小売りの自由化が全面的になったときに、そのときに過渡的な措置としても何らかのレギュレーションを残すとすれば、そこにつながっていく問題なんですね。だから、ここの委員会だけの話じゃない。もちろんそうですし、それからそういった視点も入れて検討してくださいぐらいのことは書いてもいいのかなと思いますけれども。

○安念委員長

ちょっと梶川委員にも残っていただいて。僕に書けと言われてと困るから。じゃ、後ほど検討しましょう。これは技術的に文章を詰めなきゃいけないから。言った以上は残っていただくという、そういう原則ですからね。じゃ、お願いします。

じゃ、ほかにどうですか。どうぞ。

○永田委員

今後の検討事項のところの133ページの(2)のところでございます、基本的に第三者の目を入れるということで、ポイントは3つ考えております。1つ目は、電気事業者の方の説明責任をどう果たすかというのが1つ目の視点でございます。2つ目の視点が、それに対して、行政及び関係者がそれをどう評価するかというのが2つ目の視点で、3つ目のポイントが、その結果として電気事業者に対して経営効率化のインセンティブを与える制度、仕組みをどうつくるかの視点です。この3つの視点がありまして、その中に第三者の目を入れるというところでございます、1つ目の説明責任のところは、従前、経営効率化計画等において電気事業者の方がディスクローズしていくと。それが必ずしも十分ではなかったという指摘も、過去の東電に関する経営財

務調査とか、有識者会議でもあったと思いますけれども、これについて今現在は、例えば原価と実績の比較をすとか、利益を内部留保した場合の使途の説明をすとか、それから収支の見通しを今後1年間、現行の料金が続くとしたら収支の見通しを開示すとか、幾つかの開示項目がありますけれども、ここをもう少し定量的、もしくは需要家にわかりやすい内容にしていくというのが、1つあるかと思っています。

ここは事業者の方のコスト負担が過剰にならないように、どういう形でやっていくのかというのが1つ目のポイントかと思っています。2つ目の行政及び第三者の評価のところですが、これは評価のタイミングの問題がございまして、いわゆる料金原価算定期間内の評価と事後の評価の2つのポイントがありまして、算定期間内の評価は、従前1年ごとの算定期間だったので、効率性とかいろいろなのを考えた場合は、算定期間内を評価するのはなかなか現実的に難しい。それから、実際は値下げされており、結果としてその値下げプロセスで評価されていたのでよかったのではないかと考えております。前回、有識者会議でこの算定期間を3年にしましたので、3年間の初年度は、それほど評価というのは必要がないかもしれないけれども、後半の期間においてはそういった効率化の努力を第三者の目で評価するかどうか。これはまた議論がいろいろあると思いますので、そういうポイントがありますというところですね。

それから、最終的に事後評価は、経営効率化のインセンティブにもつながる必要があります。原価算定期間後の事後評価の結果、事業者の努力によってコストが削減された部分については、場合によっては一部は事業者が内部留保して、将来の設備投資、もしくは従業員の方もしくは社員の方も含めた還元をするか、もしくは株主への還元というところがあると思いますけれども、その他の部分について、場合によっては需要家に利益を還元する意味で、次の料金査定のとときに値下げにする。そういったことも含め、いろいろ考え方はあると思います。この制度をつくって、効率化インセンティブを与えるような仕組みをつくっていくというところが重要なポイントじゃないかと思っております。実際、確かに過去も検討はされているけれども、なかなか制度設計に行くまでは非常に高いハードルがあったりとか、やはりコストがかかる部分をどういうふうに吸収していくのかというところがポイントで、例えばこの第三者による事後評価コストを料金の中に、反映すとか、そういったことも実務的に検討を詰めていかないといけません。仕組みはできるけれども、運用が結局はうまくいかないというリスクもあるので、その辺も含めて、今後ご検討いただくようにしていただければありがたいということでございます。

以上でございます。

○安念委員長

それは有識者会議でそもそも言ったんだから、本当は有識者会議で責任をとらなきゃいけない

んだけれども、このところずっと電気料金の足元の仕事に追われて、そっちのほうまでなかなか注意がいかなかったというのが実際のところでしょうね。どこかで気持ちの落ち着いたところで、だれがやるかはともかくとして、それは本格的に検討しなければならないというのは、全くそのとおりなんじゃないでしょうか。

ほか、いかがですか。

それでは意見も出尽くしたと思いますので、このト書きに書いてあるので。じゃ、一応、当委員会としてはこれでまとめます。

それで、山内先生と梶川先生に残っていただいて、オブザーバーの書きぶりをどうするのかということと、それから核燃サイクルについての公聴会でのたび重なるご指摘がありましたので、それをどう書き込むかの問題。それから、スマートメーターの償却資産性というか、それについてどう書き込むか。それから、料金算定規則がアウトデイトドになっているところがあるので、それを今後見直していかなきゃいけないかなという、そういうようなことを書き加えるか。こういった点については、後ほど文案をつくらなければいけませんので、山内先生と梶川先生に残っていただいて詰めさせていただきます。

あと、てにをは、その他技術的な修正は、これは当然あると思いますので、それは私にご一任をいただきたいと思います。ですが、検討していて、サブスタンスにかかわってしまうということについて気づいてしまうこともなくはないと思いますので、その点は山内先生とご相談の上、メールなどでご相談をさせていただくことになろうと思います。とりあえずは私にご一任をいただきたいと存じます。

それでは、修正ができ次第、経済産業大臣に報告をしたいと存じます。委員各位にはご多忙のところ、10回に及び大変タイトなスケジュールの中で審議をいただきまして、本当にありがとうございました。それからオブザーバーの皆様、河野さん、陶山さん、飯田さん、消費者庁の長谷川さん、毎回ご参加をいただきました。今日は青山さんはいらっしゃっていませんが、青山さんにもご参加いただきました。ありがとうございます。

関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請の審査について、当委員会としてはこれをもって一定の役割を果たしたことになりますが、委員各位には必要に応じ、本件についてご相談する場合があります。それは先ほど申しましたことですので、よろしく願いをいたします。

また、引き続き、東北電力及び四国電力の電気料金値上げ認可申請の審査について、委員会で議論を行っていただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、何かご感想がありましたら一言ずつ。1分半ぐらいで一言ずつお願いしましょうか。では山内先生から、どうぞ。

○山内委員

まず、これは東京電力のケースは国の資金も入ったということで、査定にもいろいろとそういうことがあったと思うんですけども、一般企業の料金査定ということで、特に今後の料金査定の一つの指針といいますか、それをつくるという意味で非常に大きな意義をもった審査だったと思いますけれども、今ありましたように、審査自体、具体的にやっていると、なかなか難しい問題とか、今の安念先生のお言葉で言うと、アウト・オブ・デイトのところもあるので、こういったところ、我々としてもどういうふうにそれを解釈しつつやっていくかという問題と、それから将来的に、さっきシステム改革の話も言いましたけれども、電力のシステム改革が進む中で料金をどうしていくのかという、そういう大きな問題提起をされた審査会だったと思います。

安念委員長的な言葉遣いをすると、審査要領といいますか、算定要領ですか、あれはやってみただけど使いづらから何とかしてよと、こういうことでよろしいのかなというふうに思います。そんなところが感想でございます。

ありがとうございました。

○安念委員長

甘言に誘われてここに加わってしまった南先生。

○南委員

甘言に誘われ、本件から参加をすることになって、えらい大変だということがよくわかりました。ただ、電力会社の皆様が、それぞれ真摯にいろいろ資料を提供していただいた、この姿勢については非常に感銘を受けたというか、非常によかったのではないかとこのように思いますし、公聴会の場でいろいろ消費者の方々の質問に真摯に答えるということも経験されて、逆に言うと情報開示ですとか、そのあたりにつながっていく姿勢を持っていたのではないかと感じていて、そこは非常に感銘を受けました。

審査自体は、もろもろの料金算定規則のアウトオブデイトな問題ですとか、そもそも総括原価方式がどうなんだという問題を、この委員会ではなくて、ここの検討の今後の対応が望まれる事項の(5)にも、システム改革専門委員会で報告書が取りまとめられて云々かんぬんと書いてはございますけれども、本当に過渡期にある中において、現状、電力料金の値上げをせざるを得ないという状況に置かれているということもあり、シェールガス等々の問題もありと、非常に難しい判断にはなったんですけども、個人的にも勉強になりましたけれども、今後、電気料金というのはどういうふうにあるべきかというのを、委員の立場を離れて非常に考えさせられる委員会でした。

どうも本当にありがとうございました。

○松村委員

申しわけないのですが、本来1時までで、まだ時間ありますよね。1分半ではとても話せない
ので、もう少しだけ時間を下さい。

まず、関西電力がやっているオール電化割引に関してです。オール電化割引は将来廃止するこ
とになりますが、当面、既契約、それから廃止するまでの間に契約される方に対しては割引が続
くわけです。全体の価格から10%割引くという、ものすごく大きな割引になっています。従来
届出制だったので、きちんと審査していませんでした。一応説明はあるが、信じがたいほどずさ
んなすさまじい説明だったわけです。あんな説明を書く人に高い給料を払っているのかと思うだ
けで腹立たしいぐらいひどいものです。しかし、これに関してはこの委員会でやれることは限ら
れます。変更命令を出して直ちにやめさせることだって、絶対にできないとは言わないのですが、
私たちはそういう判断をしなかった。これに関して一言言い訳する必要があると思います。関西
電力は、かつて営業で、オール電化は非常にいいものと説明していたのでしょ。消費者も10%
割引くことを前提としていろいろな機器を入れたのでしょ。入った後でふい打ちのようにこ
れがなくなると、それはオール電化を選択した消費者にとっては非常に迷惑な話です。関電の説
明にある意味騙されてオール電化を選択してしまった消費者に罪はないということを考えて、こ
れがしばらくの間継続するのはやむを得ないと判断した結果として、変更命令まで出すべきでは
ない、既契約について続けるのはやむを得ない、少なくとも合理的な期間続けるのはやむを得な
いと判断したわけです。

公聴会でもパブリックコメントでも、オール電化割引に関して非常に厳しいコメントをした方
がいらっしやいました。それに対して本委員会は全く答えていないと言われるかもしれない。逆
にオール電化の値上げがこんなに高いのはけしからん。安いと言われたから加入したのに、これ
はひどいじゃないかという指摘もありました。そういう両方の意見があったのにどちらも採用し
ませんでした。無視したわけではなく、ちゃんと聞いたのだけれども、きちんと考えた上での結
論です。しかし、料金としては10%の割引が継続されるわけです。この金額が幾らなのか、関西
電力はちゃんにご存じだと思いますが、今回の追加賃金査定で原価に入れる部分を削った金額と
比べても、大きな金額のはずです。

そのような割引金額は、結果的にどうなるのかというと、オール電化割引でない家庭にしわ寄
せられて、その分だけ高い料金を払わされるという結果になる。オール電化で割り引いたのは事
実上の営業コスト、後払いの営業費用ではないか。営業費用だから、本来は認められないはずで、
認められない支出は、本来なら料金に転嫁しないでその分関電自体が負担すべきものです。今回
の追加賃金査定額を遙かに超える額が、本来は原価から控除されて、料金値上げ抑制に使われる

べきです。しかし、算定規則上は予想される収入と費用が等しくならなければならない、機能としては実質的には営業費用なのに、その分を控除して料金を下げることは、算定規則上許されていないので、できなかったのです。今回の査定が非常に厳しいということに関西電力は言うと思いますが、今までのそのような恣意的で合理性を欠く手前勝手な営業のつけを消費者に負わせている、巨額な割引を特定の需要家にし、その分を別の需要家に付け回している。その金額の大きさをきちんと考えれば、追加査定が不当だの額が大きすぎるだのということは、まともな神経の持ち主ならためらわれるはずです。巨額なつけを特定の消費者に負わせたということをきちんと認識すれば、巨額な減額査定を受けた、ひどい査定を受けたなどというようなことはもう決して言えないのではないかと私は思っています。私はオール電化でない関西電力の消費者は、制度的には合法でも理念としては明らかに不当な関電のオール電化政策の結果、今回の査定で値上げを抑制した額を遙かに上回るであろう負担を強いられています。この負担は割引が続く限り続きます。関西電力の消費者が怒りをあらわにしたとしても当然で、私が関西電力の需要家なら、一消費者としてひどく立腹していると思います。

いずれにせよ、オール電化に関して非常に厳しい指摘をした方に対して答えていないと批判されたとしても、私たちは今のようなことを考えてこういう判断をしましたということを、一言説明させていただきました。

それから、2点目、スマートメータに関してです。

調達全般に関して、これは特命契約、随意契約でないのだめだとか、あるいは指名競争入札じゃないのだめだとかいうことを、さまざまな調達のことで言われました。しかし、スマートメータに関しては少なくとも東京電力というお手本があるわけです。東京電力は、一般競争入札にするのは言うに及ばず、仕様に関しても、内輪のグループでガラパゴスの規格をつくって実質的に指名競争入札、特定者以外を締め出すことは一切せず、広く意見を求めて、しかも国際標準規格に基づいた規格でつくろうとしています。もしそれで問題がないとするならば、関西電力でも九州電力でも同様にできるはずですが、随意契約、あるいは指名競争入札、あるいは国際規格に基づかないような規格でやって、将来のコスト削減の余地を狭めるやり方でないとできないなどと言うことはおかしいことは、既に示されています。

そのような状況下で、なおかつ、これからやるものに関して、結局、スマートメータの調達が内輪のところからの調達にとどまった、仕様に関しての意見を集めるのも形だけやってかなりハードルがあり結局何も変えませんでした、ということがあったとすると、調達全般に関する両電力の説明の信憑性を疑われることになると思います。実際に可能であること、実際に東電がやったわけですから、実際には明らかに可能であることに関してすらやらなかったのだから、他の調

達だって単に言いわけしているだけであって、自分たちのグループ、あるいは自分たちの天下り先を確保するためだけに一般競争入札を避けているのではないか、安定供給のためなどというのは単なる口実ではないかという疑いを増すこととなります。そのような疑念を招かないためにも、スマートメータ、あるいは発電所の I P P 入札が試金石になると思いますので、可能な限り透明で公正なやり方で調達する見本を今後の調達でぜひとも見せてください。

3点目。この委員会では料金にどれだけ入れられるかということしか議論できないと言ってきましたが、資金が流出するということになれば、安定供給に差し障りがあるということは、もう繰り返し両電力から表明されたことですから、原価に入れなければ顧問に幾らお金も払ってもいいだとか、顧問にスペース出してもいい、秘書を付けてもいいとかという、そういう発想にならず、直ちにできることに関しては、できるだけ早く対応していただきたい。もちろん、全ての事項で査定された額以上は払わないということは無理だということはわかります。例えば典型的なのは賃金だと思います。これは労使交渉の結果決まるものですから、査定額通りに直ちに削ることは到底不可能だということは十分わかっています。しかし直ちにできることはあるわけですから、それは額が小さかったとしても、ぜひできることはやり、姿勢を示していただきたい。言うまでもなく、安定供給上の懸念が両電力の現役役員から問題として出されたことを考えれば、一般電気事業者の役員OBのような見識のある方々はもう既に報酬を辞退されておられると思うのですが、仮にそうでなかったとしたら、委員会がものすごくうるさいことを言ったので、遺憾ながら切らせていただきますと言っていたら、きっと納得していただけると思うので、きちんと対応していただきたい。逆にこんなこともすぐできなければ、安定供給のためなどという説明が口実に過ぎなかった、自分たちに都合の悪いことには適用しない、という疑いを消費者に抱かせることになり、電力会社に対する不振を更に深めることになると思います。

4点目。とても残念だと今でも悔やんでいるのは、関電の日当程度という説明に関してです。消費者庁に対する回答でも依然としてそう出てきている。個人情報だという姿勢はわかりましたが、これは透明性に関することだということもぜひとも認識していただきたい。仮に随意契約、あるいは指名競争入札が不可避だったとして、そのような発注をする企業のところに現役の役員が行って、多額の報酬を得ているだとか、あるいはOBを送り込むだとかというようなことをすれば、それはそれで理由はあるとは思いますが、不透明性がさらに高まるということをきちんと認識していただき、これに関しては引き上げるとか、あるいは報酬を辞退するとかということもきちんと考えていただきたい。来年度からでもすぐできることだと思いますから、この透明性の観点だということをきちんと認識していただいて、ぜひとも対応していただきたい。また、既に関電は、日当程度などという人を馬鹿にしたような説明で、情報公開と費用削減努力に対する姿

勢に関して、消費者からの不信感を一層深めたと思います。今の原電の状況からして、八木社長は既に当然に今年度の原電からの報酬は辞退しておられると思います。しかし仮に現時点でゼロとなっていたとしても、日当程度と言う言葉が生んだ不信感を軽視しないでいただきたい。

5点目。これもしつこく言い続けて申しわけありませんが、私はとても残念だと思っているのは、電中研の件です。原燃、原電、電中研と並べて、問題を指摘したつもりです。他の2機関に関しては、ものすごく雑駁な説明しかなかったとはいえ、その説明からも、少なくとも震災前の電力会社に比べても更に常識に反する高額な賃金を得ていたということはないことは一応わかり、なおかつ原電に関しては、今回の査定と同じ幅の削減をした上で調達費用を認めるという形にして、これで一応決着した、今後も同じやり方を踏襲すれば良いと思うのですが、電中研の水準は、出てきた生データからは、お手盛りで出だしていた申請前の電力会社の平均賃金よりも更に高いわけです。だからいけないということ言うつもりはありません。例えば九電が参考資料として、博士課程の取得者がたくさんいるから高く当然と言わんばかりの資料を出した。それで給料が高いというのは、ある意味で学歴を補正するという発想だと思います。自分では学歴の補正を否定しておきながら臆面もなくあのような資料を出す電力会社の神経は理解できないとしても、それを、学歴の補正を頭から否定するつもりはないのですが、しかし説明が全く足りません。例えばもし関電が、あるいは九電が、値上げ申請で、うちは年齢が高いので、あるいは勤続年数が高いので、給与が高くて当然です、だから今の給与水準のままで原価算定を認めてくださいと、具体的な補正式も何も示さないでそう言ったとしたら、当然私たちは怒り狂うと思うのですけれども、それと同程度のことしかしていないわけです。次に出してきたのは、よく似た機関と比べて大して高くないというデータです。それは一応説明としては受け入れますが、例えばもし関電が賃金水準を出してきたときに、うちの給与水準はもともと下げる前の水準でも、中電と比べて大して高くない。中電は自社と一番よく似た会社である。だから全額原価で認められて当然です。もしそう説明したとしたらやはり怒り狂うと思うのですけれども、電中研に関してはこれと同程度の説明しかされていないわけですね。到底、要求した水準には到達していないと思います。

私たちは電中研に関しても原電と類似のやり方で査定はしたのですが、本当にこのやり方でいいのかというのはまだ疑問に思っています。賃金が高いとしても査定を受けていない時期の電力会社並みと考えられればこれでもいいかもしれないけれど、ひょっとしたら査定は甘すぎたかもしれない。唯一自分を納得させたのは、このやり方でもしょうがないかと自分を納得させたのは、東電のときにはそれをやらなかった。東電の審査の委員会の最後に、これから他の会社の申請が続くとすればちゃんと見るべきだと私は発言したわけですが、別にオーソライズされたわけではなくて、私が単に言っただけだった。だから、電中研は、わけのわからない人がわけのわからな

いことを言っただけで、まさか本気でやるとは思わなかったのでしょうか。だから準備が整っていませんでした。だから説明ができなかった。時間がなかったのだと一応解釈して、自分を納得させることにしたのですが、さすがに次の申請ではそれは認めるべきではないと思います。仮に次以降の申請のときに、今回と違うやり方で、さらに厳しく査定するということがあったとしても、それは方針を勝手に変えた恣意的なやり方だとは思わないでいただきたい。今回もさらに情報が出てこなくて、次に情報が出てこなかったときには、もはや言いわけはきかない。次にも出てこなければもはや確信犯であると考えざるをえません。私としてはもう1回、この最後のときに、今回の説明に全く納得していないという点を言わせていただきました。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。八田先生、どうぞ。

○八田委員

まず、東電のときの非常に特殊な場合と違って、今回は、これから電力会社一般に当てはめる基準をかなり作ることができたと思うんです。特に給与については、他の電力会社にも当てはめられるような計算式ができました。将来、ガスとか鉄道とかで料金規制するときも、このとおりにするかどうかはともかく、かなり参考になるものになったと思います。

今回の料金審査に関して3点述べさせていただきたいと思います。

第1点として、基本的には1,000人以上の賃金構造基本統計調査を用いた上で、公益事業の各業種の賃金に当該電力会社の雇用構成を反映させたものを単純平均にしたものを参考にしたことは、結果的に私はよかったと思います。

それはどういうことかという、まず、認可賃金には、当該電力会社の現実の年齢・学歴などの雇用構成をある程度反映させる必要があります。しかしそれを全面的にしまうと、賃金を高める雇用構成に変化させるインセンティブが出来てしまいます。今回は、当該電力会社の雇用構成を、公営企業の賃金統計の方にのみ反映させ、賃金基本統計調査の方には全く反映させませんでした。これはこのインセンティブを生じさせない工夫です。

次に雇用構造補正をどちらかの統計で行うとしたら、公営企業の賃金統計の方でやったのは理に適っていると思います。賃金構造基本統計調査の方は全産業をまたいでいるわけですが、ガスとか水道とか鉄道などの公営企業は電力に近い企業だといえます。したがって、当該電力会社の学歴だとか経験年数補正を、公営企業の賃金統計にあてはめて使うことは自然なことです。何らかの補正はしなきゃいけない以上、補正に際して公営企業の賃金を使用するのは理屈のつくことだと思います。

理屈の上では最初から、公益企業だけでやるということも考え得ます。すなわち半分を補正なし、残りを半分を補正ありの公営企業賃金統計を加えて割るというものです。しかし将来ガスや水道などで料金審査をやる時も、こういう基準でやっていくようなことをしてたら、お互いに公営企業の賃金統計だけを用いつづけることになり、永遠に一般企業の賃金水準から外れてしまいます。半分を賃金基本統計調査にしたのは、長い目で見て、一般企業の賃金を反映し続けていく工夫だと見ることができます。

さらに、参考にする公益企業の各業種の補正賃金を単純平均したこともよかったと思います。各業種の従業員数で加重平均すると、鉄道のウェイトが圧倒的に大きくなります。しかし公益事業の中でもガスとか水道とかは、鉄道よりは電力と似ているわけです。したがって鉄道のウェイトを圧倒的に大きくするというのは変な話だと思います。とは言え、似ている度合いに応じてガスと水道をもっと割合を大きくしようというのは何割にしたらいいのか決めるのがなかなか難しいですね。だからとりあえず単純な平均でやったのは妥当な選択だったと思います。

第2点は、私は今のような総括原価を緩めるとしたら、レベニューキャップにすべきだと思うんですよ。今でも、割引はいろいろできるんでしょうけれども、料金を当審査で決められた以上に後で高くするということはできないわけです。しかし、基本的には全体の収入と支出が見合っている限り、その料金体系というのは事業者の判断に任せると良い料金体系ができるだろうと私は思います。

例えばピーク時に合わせて、えらく高い4段階目をつくるなど試みができます。そんなに高い4段階目は、春秋では一切使わないだろうから、夏だけ使うことになります。したがって4段階目は夏のピークに合わせた料金に設定できます。そのような工夫を試行錯誤で毎年いろいろやってみるといようなことはあってもいいと思います。ここで上限を決めたらもうガチッと動かさないというのは、いかにもこれからの不確実な電力需給状況に合わないんじゃないかと思います。

それから季時別のをつくることだって可能になります。スマートメーターを入れなくても、プロファイリングをやれば、検査の時期がずれていても、それはできると思うんですよ。そういうことの工夫の可能性の余地をつくと、夏の危機を随分防げるのではないかと。

第3点として、これはここでの範ちゅうからは離れると思いますけれども、原発の稼働が認められなかったときの対策が必要だということを指摘したいと思います。私は、電力会社の天敵みたいに言われているけれども、稼働が認められない原発に対しては、私ですら、国がある程度補償すべきだと思うんですよ。補償をどう賄うかは、将来の料金を設定する上で非常に重要です。

そのときに、補償の財源を電気料金から賄うことにすると、電気だけ高くなるので、企業に対して石炭とか石油を不必要に多く使って、電気を節約して使おうとするインセンティブを与え

てしまいます。これを防ぐために、そのときの補てんは電気料金でなく、例えば「エネルギー税」のような広く薄くかける税で賄う必要があると思います。これは全くの感想ですが、そういうふうだと思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。永田委員。

○永田委員

今回も、皆様の真摯なご議論の場に参加させていただきまして、まことにありがとうございます。

今回、いろいろ変数が多いということで、先ほど八田先生からございました再稼働の問題であるとか、燃料の問題とか安全基準とか、いろいろ変数が多い中で、ここをよく検討しつつも、今後、特に制度のところ、例えば廃炉の引当金の問題とか、それ以外にも今後、場合によっては稼働しない原子力設備の減損の問題とか、いろいろな問題が発生するかもしれませんが、その制度設計を早急につくりつつも、料金の手当をどうしていくのか。そういう意味で言うと、制度が安定するということがまず一番大事じゃないかなと、個人的には思っています、その上で料金というものがあるということです。今後、そこは次の場で議論されると思いますけれども、非常に重要なポイントだと認識いたしました。

それから、今回、私、人件費も担当させていただいたんですけれども、八田先生を初め、皆様の非常にバランスのとれたご指摘がございまして、特に補正のところは非常に悩むところございましたけれども、単純に日本の年功序列とは言いませんけれども、年功的なのというか、後ろに賃金が支払われるというような賃金体系の中で、労働者の方の立場としては、若年時は労働価値に対して低く支払われており、ある意味では企業に労働資本を貸し付けた状態かと思っています。貸し付けた労働資本を将来年齢が高くなったときに返済してもらうことも合理性があるのではないかなと個人的には思っています。したがって、勤続年数補正や年齢補正がない将来当然に返済されるべきものが返済されないような、つまり労働資本の対価が返済されないということも、不合理ではないかと感じました。それゆえに、補正を入れることも一理あるのかなと思ったところでございます。

いずれにしても、最終的に料金の問題がある程度こういった事業者の財務の問題にも結びつくところも否定はできないので、ここは料金と切り離すことであるんですけれども、その財務のところ安定するためには、やはり、冒頭申し上げました制度の安定のところ結びついていくので、この辺も今後十分議論をする必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございます。辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

何を話せばいいかなと思いつながらなんですけれども、まず、電力会社さんをお願いなんですけれども、今回、値上げという本当に何十年ぶりかのことがあって、皆様の公の目にいろいろな情報をさらし出してしまっていて、それでいろいろと厳しく言われて減らされたというふうに思われるかもしれないんですけれども、逆に恐らく、わかりませんけれども、こういう機会があつていろいろなことを改めて皆さんも見直しになって、逆に、ああ、そうか、そういうふうに社会は見ているのかととっていただいて、逆によかったなと、こういう機会があつて、私たちはよかったなと思つているんですけれども、電力会社さんにとつてもいい機会であつたなというふうに思つていただきたいなというふうに思つたことが一つです。

それから、あと燃料のお話が結構、私もその部分にかかわつておまして、いろいろと気になってはいますけれども、これが電気料金のお話なので、どうしてもコストの話ばかりになつてしまつてはいますけれども、もう少し長期の目で見たときに、たとえアメリカやカナダでシェールガスが出ようが、シェールオイルが出ようが、やはりそういう資源というのは有限なので、本当に長期的に、例えば100年とかという長さで見たときにいつまでも私たちが使い切れるとか、私たちというのは日本が、使えるかどうかというのもまだよくわからないわけですよ。そういうことを念頭に置いていただいて、将来的に持続可能なエネルギーを獲得していくにはどうするんだということ、やはり考へていっていただけるといいなというふうに思つております。

そういう意味で、使わせていただく側も、やはりたとえささいなことになつて、料金のことに関連すると値上げになるのかもしれないけれども、使う側ももちろん削減していくというのは非常に重要なことであるなというふうに私はもちろん思つておまして、電気を売っておられる電力会社さんにとって需要が減るということは、何か矛盾するお話なんだろうなと、企業としては増やしていつて、売り上げを上げたいのに、使う量を減らされると売り上げが増えないということになつて矛盾する話だと思つてはいますけれども、もう少し一歩引いて、やはりさっきも言つたように、コストだけ見るのではなくて、大きくバランスで考へたときに、私たちもよかつたし、電力会社さんもよかつたというような双方がウィン・ウィンになれるような方法って、また今後考へていくべきじゃないか。聞いた話によりますと、デカップリングという制度もあつて、私たちが減らしても電力会社さんは損をしない。その分を何らかの形で補てんするというか、別の制度をつくつて見ていくというふうなお話もあるので、これは電力会社さんがやってくれるとい

う話ではないのかもしれないですけども、国の制度としてそういうことを考えていかないといけないのかもしれませんが、やはり長期的に見たときには、全体で需要を減らせるような形をつくっていかなくちゃいけない。そういう有限な燃料、資源は。

そうすると、じゃ、いつまでも使えるものは何かと考えたときに、やはり研究費なんかの比率を見ておきますと、自然エネルギー、あるいは再生可能エネルギーへの比率が非常にまだまだ少なくて、どうしても原子力の研究のほうの比率が高くてということがあつたりしますもので、もっともそういう方向性が見えるようなことを、私たちは知りたいなというふうに思いました。だから本気で長期的な、これは二、三年の話で料金の話ですけども、もっと長期的にどういうふうなことを見て、どういうふうに企業の方が考えておられるのかというのが見えるといいなというふうに思いました。それが感想です。

それで、あとは、さっきの経営効率化に関して第三者の視点を取り入れるというお話が何度かあつたんですけども、経営効率化だけではなくて、やはりそういう意味で、企業としての長期的な事業運営全体に対して、もう少し第三者の目線もちゃんと入れていただけるといいなというふうに思ったのが感想です。

全部言い切れていませんけれども、そんなものです。よろしくお願いします。

○安念委員長

ありがとうございました。梶川委員。

○梶川委員

初めてこの査定に参加させていただいて、冒頭、安念委員長がおっしゃっておられた、本当に難しい話で、かつだれからも褒められないなという実感を極めて感じた次第でございます。まさにこの総括原価というある事業体が政治行政で決められるわけでもなく、市場でも決められるわけでもないという。本当は神様が決めたほうがいいのかというようなプライシングを、ある第三者的な目でさせていただくという本質的な難しさというのを、本当に感じました。

その中で、重要だと思った私の視点としては、やはりそうは言うものの、その中で競争状態の企業と比べていかなるものかと。これは極めて私自身の主観的なものなのですが、そういった視点の中で合理的な経済行動をとっておられるか。もう一つは、それをいかにユーザーの方に納得をする、透明度を上げて納得をしていただける形の説明をしていただけるように努力をすることなのかなというような感じを持ったところでございます。

私自身は、経費と経営効率化という問題も個別に見せていただいたんですが、これも本当に難しく、さっき委員長が言われたように、そもそもこの原価というのは将来予測の部分でございまして、将来予測というのは当然幅があるわけですね。合理性のある上限、下限というのが多

分あって、でき得れば料金を払うほうからすれば、その予測の下限にさせていただきたい。それ以上下というのはいもう無体な話ですからあり得ないことでしょう。しかし、経営をされる、ある非常に電力の安定供給というお立場で言えば、上限とまでは申しませんが、そういった事態に関して十分に耐え得るといって、確率論的に言っても問題が起こらないという、これは悪気の意味ではなくて、本来の経営目的として予測されるという数値があります。その部分の中で経営努力というものをどういうふうに見せていただけるか。これ、多分普通の民間営利企業であれば、最後はえい、やあみたいところで物を言っていることが多くて、社長が10下げろと云えば、下がるかなみたいな話、20下げろと云えば、仕方がないからみたいな部分があるかもしれませんが、しかしもちろん、ご努力はものすごくされているのは、今回お聞きしてよくわかったのでございますけれども、そうめちやくちやな話でここで議論できることではないので、本当にそこが非常に悩ましいところでございます。

私は、そんな意味で感じましたのは、やはり皆様のご努力、電力会社さんの具体的なお努力をもっともっとご説明をしていただいて、こちらがもうこれ以上は考えつかない、こんなことをやれというふうにと到底、委員会としても言えないようなメニューをどんどん出していただければなというような気はいたしました。まだまだそういう意味では、こういう話はどうですかという、松村先生などの厳しい。そういう余地もない、松村先生も何もおっしゃれないような話であれば、説明が非常に納得感のある話で、すみません、松村先生のお名前を出して私自身、余り思いつかなくて、先生をいつも尊敬して聞いておったので、本当にそう思ったんですけれども。

やはり説明責任と簡単に言う言葉ですけれども、具体性を持ってこれだけの経営の改善が行われているということをぜひご説明し続けていただくということで、多分、消費者のほうから見ても、そこまでされているのかという納得感の中でどこか落としどころが出てきて、それを我々がレビューをさせていただくというような形があり得るのかなというような気がいたしました。

それからもう一つ、ちょっと論点が違うんですけども、ほかの先生方が言っておられた点ですけれども、やはりその他のバックグラウンドとなる経済及び制度との改革とすごくリンクさせるお話になると思うので、その連携を今後、その都度どうとり続けていくかということは、とても当たり前のことながら、重要な話になられるなど。やはりこの原発というとても国家的な大きな問題に当たって、先ほど減損のお話が出ましたけれども、まさに減価償却と互換性のあることなんですけれども、どこをどこまで減価の中で考えていくのかというようなことは、非常にやはり今後も喫緊の課題になっていかなるを得ないのではないかなと思います。

これは非常に政治的なテーマもあって、到底難しい問題ですけれども、やはりどこからか国策としての財源というのが必要になるかもしれませんし、どこが料金でカバーをするか。これはさ

つき会計処理の話で、別に会計処理と合わせようなんていう気は全然ないんですけども、やはり物の考え方として、何をもって経常的な原価料金算定の基礎原価になるかという話は、多分最終的負担とも影響するわけで、これはいわゆるその他関連会社の整理みたいなものももし起こるとすれば、そこでも同じようなことが起こるわけですから、いろいろと原価項目として料金算定の基礎になっていくものの発想というのは、最終負担と非常にリンケージし、これは制度そのものの物の考え方につながり、政治につながる話なので、その辺をどのように盛り込んでいながら、常にそのときそのときで最善の判断ができる査定の仕組みであらなければいけないかというようなことをすごく感じる次第でございました。

以上でございます。ほとんど微力で、どちらにとってもお役に立てたかというのは心配でございますけれども、今後最善を尽くさせていただければと思います。

○安念委員長

ありがとうございました。秋池委員、どうぞ。

○秋池委員

まず、この表にあらわれたものの陰で、事務局の皆様、資源エネルギー庁の事務局の皆様が、本当に何十倍もの作業をしていただきましたことを、心より感謝申し上げたいと思います。そしてまた、電力会社2社さんも、それに対してご対応くださりまして、まことにお疲れさまでございました。それから、オブザーバーの皆様にご参加いただきましたこと、それから公聴会や国民の声を寄せてくださった方が、ここにはおられません、いらっしゃるということで、非常に多くの方のご努力の上でこの委員会ができたということは大変ありがたいというふうに思っています。

ほかの先生方とも共通するんですけども、これは新しい査定の一つの型だったんですけども、いろいろとやはり新しいことも多く、また不透明な領域も多くて、難しかったというのが率直な感想でございます。ただ、そういった中で人件費ですとか、それから新たに燃料費のことを検討するとかいうことができたというのは、少し前進したのかなというふうに思っております。

ただ一方で、不透明な部分もまだまだございますので、これが固定の型ということではなくて、折に触れ、しばらくの間はこれでいくわけですけども、状況が変わったら見直すということも、将来またあるのかもしれないというふうにも思います。ただ、しばらくの間これでいく一つの型ができたと思っております。

それから、これをやっていると、経営や財務が苦しくなった会社さんと比較すると、やはり収益性の低い事業だからやめるというようなことが電力会社さんの場合できなくて、それが何か、どうしてリストラをしないのかというように見えてしまうところが、なかなか

か世間から理解されにくいところかもしれないなどというのを、改めて実感した会議でもありました。離島でありますとか、過疎地でありますとか、恐らく原価をその部分をとれば、きっと都市部よりも高くなっているという、そこをどう考えて、だから総括原価が許されているのだということなんだと思うんですけども、そのご努力が一般企業と比べると、一般に見ると何か足りないのではないかと見えてしまうところに、実はそれをやるためにもものすごいご努力を電力会社さんはされているんですけども、そこがわかりにくいというところがあるなど。これはこの先、またもっと国民の側も理解を深めていかなければいけないことなんじゃないかなというふうに思います。

一方で、どうしても総括原価だからやはりコストが十分削られているのかというふうに見られてしまうというのも、この一つの構図でございますので、やはり合理化をやり続けて、合理化ってどんな企業にとっても永遠のテーマでありますので、それをやり続けているという姿を見せ続けていくことというのが非常に、引き続き大きいことなんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、この質の高い電気が安定的に供給されているということは、日本の経済ですとか生活の根幹でありますので、全ての関係者にとって一番いいところを探していくということが、この先も、我々も含めて関係者によってやられていくといいなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○安念委員長

飯田さん、帰っちゃったんですか。

○陶山オブザーバー

何か次の予定があり時間がないとおっしゃっていました。

○安念委員長

そうか。それは申しわけなかったな。じゃ、陶山さん、どうぞ。

○陶山オブザーバー

オブザーバーとしてこの委員会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。

専門委員の皆さん方とは違いまして、私などはほとんど料金システムに関する知識ゼロのところから参加したような状況でございまして、非常に的外れな質問とか意見を出した場面もあったかと思えます。それにもかかわらず、丁寧にお答えいただきまして、本当にありがとうございました。

今回、この委員会を通して、私だけでなく、それが全て開示されているということによって、消費者に多くの情報が提供されたというふうに思います。それが今後、いろいろな議論をする中

で非常に貴重な資料になってくるというふうに思います。私がここに参加させていただいて感じたことは、公共部門、公共料金を民営会社が担われるということ。その経営の中で判断していかなくちゃいけないということ。それから、特に今回の大幅な電気料金の改定が、原子力発電に依拠した、そこを大きな電源構成としていたところから、急激な変更を求められているという。そういう国策を民営会社が担われるということの難しさと矛盾というものを非常に感じてきました。

消費者として、あるいは公聴会でも、原子力発電に対する意見がほとんどであったんですが、この委員会の中では法令、省令に適しているのが妥当であるという、こういう捌きにしかならない。当然ながらそこは違う場でいろいろなシステム、制度、あるいはもっと根本議論をしていかなくちゃいけないということだろうというふうに思います。それをぜひともいろいろな立場からその議論に加わるということが必要なのかというふうに思います。

例えば今日、料金メニューとかのお話もありましたけれども、こういった制度だとか、この事業について広く理解することによって、例えばアメリカだったかもしれませんが、30分ぐらい停電をしてもいいよという、だから料金を下げますよという、こういうメニューもあるというのを聞きしています。ちょっと日本では考えられない。30分の停電を許容するということが自分で考えられないかもしれないんだけど、そのことによって下がる、あるいは全体の発電量を落として、非常に適切なバランスのいい発電と暮らしということを見るという意味では、非常に意味があるかなというふうにも思います。

特に今後、エネルギー問題だとか、総括原価方式の今後もありますが、電力システム改革専門委員会でご検討されている内容、今後、広範に議論がされていくんだというふうに思いますが、多重に、また広く、広範に、その議論に消費者の参画をしていく必要があるなというふうに思いますので、ぜひともご検討をいただきたいというふうにも思っております。

今回のことをお聞きしまして、事業者の皆様方、それから消費者、それから行政のところで、いろいろなリスクに対して同じ場でコミュニケーションしていくということが、非常に重要であり、それが今後の政策になっていけばいいなというふうに思っております。

本当にありがとうございました。

○安念委員長

ちょっといいですか。長官もそろそろお出にならなくちゃならないので、一言。妙なタイミングで申しわけないんだけど。

○高原資源エネルギー庁長官

委員長のお許しをいただきまして、妙なタイミングでお話しさせていただくことをお許し願いたいと思います。

本委員会では実に10回に及ぶ大変な精力的な審議をしていただいたわけですが、多分その御礼の仕方では足りないと思います。恐らく職場でいらっしゃるとか、研究室であるとか、あるいはご自宅でも、この問題は多分頭から離れなかった、お考えをいただいたでしょうし、恐らく歩いておられる間もずっとこのことをお考えいただいたということで、10回のこの委員会のバックにはまたさらにその何十倍も時間をお使いをいただいた。改めて心から感謝を申し上げたいと思っております。

今後の段取りだけ、私から1つご紹介させていただきますと、今日またさらにいろいろ修正等、ご指摘に基づいて委員長や山内代理、あるいは梶川委員含めて、査定方針案をおまとめいただくということでございますけれども、その査定方針案を委員長から大臣にご報告をいただきまして、また、消費者庁との協議を行わせていただいた上で、大臣が最終判断をさせていただくということでございます。

さらにまた、ここも大変申し上げづらいんですけれども、東北電力さん、あるいは四国電力さんの電気料金の認可申請が出されて、議論をスタートしていただいているわけですが、また引き続き、委員会でも職場でもご自宅でも、歩いているときも、本件につきましてまた熱心に審議を行っていただくこと、改めてまた御礼を申し上げたいと思っております。

最後ではございません。まだいろいろ皆さん、ご発言があるんだと思いますけれども、委員の皆様、あるいはオブザーバーの皆様方、そして関西電力さん、九州電力さん、委員の方々からも真摯なご説明だというお褒めの言葉もありましたけれども、毎回この委員会に熱心な審議、あるいは資料を提出等々いただきましたことを、皆様方に心から感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

御礼の言葉として、変なタイミングではございましたけれども、一言申し上げさせていただきました。どうもありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。すみませんでした。どうもありがとうございました。

すみません。ちょっと途中になってしまって申しわけありませんでした。どうぞ。

○河野オブザーバー

電力料金審査専門委員会に消費者として参加させていただいたこと、本当に感謝申し上げます。なかなか公共料金の決定の場に消費者が参加するというのは、これまでも余りありませんでしたし、私自身、今現在オブザーバーという立場でございまして、利害関係者ということで、こういった場にはなかなか出てこれないのかなというふうに思っておりましたが、この10回の審議に本当に参加させていただきまして、決定の過程というのを具体的に知ることができたこと、これ

は本当に感謝申し上げます。

私が知り得たことというのは、私が所属している団体とさまざまのところを通じまして、こういうふうに決まっているんだよということをお伝えしていきたいなというふうに、まずは思ったところでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、電気というのはあつて当たり前だというふうに思っております。ですが、やはり安定供給という公益的な企業が持っている役割というものも改めてわかりましたし、また逆に、消費者から言うと、だから選べないというか、選択の余地がないという、そのあたりに関しましても、こここのところでかなり勉強をさせていただきました。

ぜひこれはお願いなんですけれども、先ほど申し上げたように、コスト改善ですとか、経営効率化ですとか、そういったことも当然のことながら取りまざるを得ないといひましようか、そういう環境にあると思ひますので、こういう審査があるからではなくて、日常的に私たちにわかりやすいように、安念先生がおっしゃったように、まじめだからものすごい量の情報が出ますよという、そういう情報をもう少し私たちにわかりやすいような形で、日常的に提供していただきたいというふうに思ひしております。透明性のある経営ということだということだと思ひますけれども、そういうことで、実はこれは私の心の中で、もしかしたら次にまた値上げ申請があるかもしれないというふうに、実はちょっと恐れを抱ひているところなんですけれども、もしそういうふうな社会状況の変化があつたとしても、日常的な情報提供があれば、私たちが少しずつ、少しずつそういうことに、今現在の情報をアップデートするということか、最新版に書きかえてそのことに臨めると思ひますね。なかなか消費者というのは、情報を新しくするといひわけにはいかないので、一番衝撃的に入ってきた情報がずっと継続してしまひます。ですから、そういう点で、今後、時々刻々変わるであろうさまざまな情報を、今回と同じような形でぜひ優しく提供していただきたいなと。それを私たちがきちんと受けとめて、次に臨めればいいなといひのが1点目でございます。

それから、2点目は、何度もここでは私も確認して、歯がゆい思いをしてきたことは、やはり総括原価方式という方式がある中に当てはめなければいけないといひこと。ここまでは話せるけれども、ここでは話せないよといひことがたくさんありました。例えば燃料調達のことですとか、電力システムのことですとか、本当に原子力発電にかかわるエネルギー政策のことですとか、ここではないところで話さなければいけない種々多々ある課題に関しましては、ジレンマも感じたんですけれども、委員の先生方も非常におっしゃっていましたが、こういった今ある不都合な現実に関しましては、ぜひそれぞれの先生方が持っているいろいろな場で、消費者も消費者なりにきちんと発言できる場所では頑張ろうと思ひしておりますけれども、そういった国の産

業経済への影響も含めまして、ここでは話せないことに関しましてはそれぞれのところできちんと問題意識を持って、今後しっかり、私たちは注視していきますし、そこにより近い立場にいらっしゃる方は、そのためにご努力をお願いしたいということを思っております。

本当にこれで終わりではありませんで、電気料金査定が終わった後、これからが関電さんも九電さんもスタートだというふうに、私自身は受けとめておりますので、今後さまざまな意味でよりよい状況になるように、非常に厳しい状況ではありますが、皆さんの電力会社さんの今後のご努力、期待しております。

参加させていただいて、本当にありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございます。じゃ、長谷川さん。

○長谷川オブザーバー

役所の人間が申し上げるのも、本当に大変気が引けるところでございますが、よろしいでしょうか。まさに消費者の国民にとりまして、大変透明性の高い形でご審議、精力的にいただいたこと、本当に感謝申し上げます。

今回、東京電力のケースではなかったような論点におきましても、本当に広範な原価の費目について、妥当性について詳細にご議論いただいたと思っております。先ほど何人かの委員の先生からお話がありましたが、参照すべき基準についてかなり明確になったのではないかというふうに思っております。

今後、いただいた査定方針案、私どものほうでチェックポイントというものをお示しさせていただきましたが、その考え方等も、各省におきまして整合性がかなり保たれておりますし、それからあと反映されているというふうにかがわれますので、これから引き続き、私ども丁寧にこれを検討いたしまして、協議に向けて対応してまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。こう言うっては何だけど、もう切り代はないよ。盛大に切っちゃったからね。古城さんにそういうふうにご挨拶しておいてください。

さて、両電力の方から、おまえたちの話にあきれたよというお叱りを頂戴いたします。まず、岩根副社長から。

○岩根取締役副社長（関西電力）

ありがとうございます。安念委員長を初め、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、そしてエネルギー庁の皆様方、昨年11月より3カ月余りの間、精力的にご議論いただきまして、申請の原

価や効率化の考え方につきまして、さまざまな観点からご意見、ご指導を賜りまして、厚く御礼申し上げます。いただいたご意見につきましては、特に本日のご意見も含めまして、しっかり受けとめて、今後の経営に反映させていただきたいというふうに考えています。

そういう観点で、今回の査定の方針については、より襟を正してもう一度見ていく必要があると思っておりますが、襟を正しましても、やはり相当厳しい方針というふうに考えております。

少しだけ、これまでとの繰り返しになりますけれども、人件費につきましては当社の1人当たりの総額人件費、これは査定されたメルクマール以外ではなくて、それ以外のものも含めましてですけれども、これは各社のもともとの配分の仕方というものもございますので、我々は申請段階で、東電さんの認可水準を下回っているというつもりでお出ししたんですが、さらに大幅な査定ということに恐らくなると思いますので、これは大変な深刻な問題であると我々としては考えておきまして、収支面の問題のみならず、社員のモチベーションや今後の人材確保などにも少なからざる影響が出ないのかということも、少し懸念しております。

それから、燃料費につきましても、我々としては今後の価格低減努力を織り込んで申請させていただいたのですが、今回の方針は、シェールガスなどの影響を含めて、さらに先行き安値になるように、さらに努力するようという、そういう方針と受け取りましたけれども、これも当然努力はいたしますけれども、これも何度も申し上げますけれども、既存の契約の更改でございまして、それでほとんどの契約は当社単独でやっているものじゃなくて、他電力さんとかガスさんと共同で調達しているものとか、同時期に改定するものなので、当社と九州電力さんだけが他社さんと比較して安価な調達を行うということは、これは非常に難しいというふうに考えております。

東京電力さんの場合は、こういうことではなくて、自社の実態や通関価格ということをベースに査定されたらと比べましても、大変厳しく、経営には大きい影響を与えるものだというふうに、我々としては受けとめてございます。

そうしたことから、今後の経営も引き続き大変厳しいものになるというふうに自覚しておりますけれども、やはり電気料金値上げをお願いせざるを得ないようになった最大の影響というのは燃料費でございまして、我々としても、最大限に効率化をいたしましても、やはりこの燃料費の増大分にはとても追いつくことはできなくて、お客様に電気料金のお願いをするというのは、我々としても断腸の思いなのですが、残念ながらこれが追いつかないというのが現状でございます。

これは審査会のテーマではございませんけれども、やはり電気料金の安定化のためにも、国におかれましても、安全の確認されました原子力の再稼働につきまして、是非ご尽力を引き続き賜

れるようお願いすること、それからやはり将来にわたる振れないエネルギー政策、原子力政策というのを是非早期に作っていただくよう、お願いしたいというふうに思います。

それから、LNGの調達におきましては、当社として当然、より一層努力してまいりますけれども、戦略物資でございますので、日本の中にLNG以外のパイプラインがあるわけではございませんので、やはり1社でできることというのは限られていますので、これは国のご指導、ご支援がないと、やはり日本全体のLNG、あるいは当社のLNGが下がるというのは相当難しいと思っていますので、これにつきましても是非ご配慮のほどお願いしたいと思います。

最後でございますが、消費者庁さんとのこれから議論が始まると伺いましたけれども、4月1日からの値上げということをお願いしておりますので、まだ時間があると思っておりますので、是非経済産業省さんにおかれまして、引き続き精力的な対応ということでお願いしたいと思います。当社といたしましては、繰り返しになりますが、この委員会、あるいは公聴会の場において頂戴したさまざまなご意見は、これはもう真摯に受けとめまして、お客様、社会の皆様のご理解、ご納得が得られるよう、さらなる経営効率化に努めるとともに、日常的にわかりやすい説明、適切な情報公開に心がけてまいりたいというふうに考えてございます。

最後にお礼を申し上げます。どうも本当にありがとうございました。

○安念委員長

じゃ、坂口常務。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長（九州電力）

もう関西電力さんのほうが相当お話しになりましたので、手短にお話ししたいと思います。長期間にわたり、安念委員長をはじめ、各委員の皆様、それからオブザーバーの皆様、それと今回の委員会の事務局を担われて、大変ご尽力をいただきました経済産業省資源エネルギー庁の皆様に対して、深く感謝申し上げます。

私どもにとって、値上げは苦渋の決断であり、お客様のご負担を少しでも軽減すべく、算定規則や審査要領等に基づきまして、最大限の効率化を織り込んで申請したところではありますが、委員会における審議の中で、人件費や燃料費などについて、大変厳しいご指摘をいただきまして、私どもの想像をはるかに上回る厳しい結果でございました。委員、オブザーバーの皆様のご意見、ご指摘に対しまして、私どもの説明能力の不足もありまして、なかなか十分にご説明できない点もございましたけれども、お客様にご負担をおかけするという重み、事実を真摯に受けとめまして、これからも徹底した経営効率化をやっていきたいと思っております。

それから、あわせて、お客様や地域の皆様へ一層丁寧な説明、なおかつ、なかなか私たちがホームページをつくってもわかりにくいというご指摘を再三再四受けておりますので、可能な

限りわかりやすいご説明に努めて、情報発信もしていきたいと思っております。

このような取り組みを通じまして、今回の料金値上げを契機に、電力システム改革に対しても十分に対応できる、競争にも勝ち抜けるような企業体質、それから経営環境の変化にも柔軟に対応できるような企業風土を構築したいと思っておりますので、今後ともご理解、ご支援をお願いしたいと思います。

まことにありがとうございました。

3. 閉会

○安念委員長

どうも皆さん、ありがとうございました。

どこまで続くぬかるみぞというか、こういうことをいつまでやっているのかなど、我ながら思うんですけども、根本的な問題は、これは原発がとまっているということにあるわけで、もうそれさえ除ければ、ノーマルな状態に帰るわけです。今の電力会社の立場からすれば、何だかわからないのに原発はとめさせられている、それでいて、コストが上がったので、値上げさせてくれという、ここで四方八方から難癖つけられる。俺たちはどうすればいいんだろう。そう言いたくなるのは、これは当然で、この苦境は私も本当に大変なものだと思いますね。私自身はそういう意味で、その限りでは、私、電力会社に大変同情的です。何だかわけがわからない。

ただ、ここからは私の捨てぜりふになるわけですが、とにかく今日、今すぐにでも原発を再稼働させて、何ら法的には問題がない。こここのところ、私、非常に重要だと今でも思っております。ここでこう言ったってしょうがないんだけど、ごまめの歯ぎしりとして言わせていただくと、原発を再稼働するのは完全に適法な行為であるということでもあります。したがって、国が何となく再稼働をしちやいけなみたいなことを言っているのは、そっちのほうが違法であるというふうに私は考えております。定期検査中とはとめるということはあるかもしれませんが、しかし定期検査が終わったら、経済産業大臣は検査済証を交付しなければならないのであり、かつ、検査済証の交付がなければ再稼働してはならないというものではありません。つまり、再稼働してちっとも構わない。

さらに、原子力規制委員会が審査して再稼働を認める認めないという言い方が世上流布しているのも、私には全く理解できません。そういう審査権は法令のどこにも書いていないはずで、それで、もし権限があるんだとすれば、それは技術的基準に満たない原子炉の運転を停止することを命令することができるということであって、再稼働を認めることができるんじゃないんです。技術的基準に合わないものの停止を認めることができるという、ただそれだけの話。

しかも、私も多少は勉強したんですけども、こう書いてある。今度、改正された原子炉等規制法36条には、「原子力規制委員会は、原子炉施設の性能を第29条第2項の技術上の基準に適合していないと認めるとき」とか何とかかんとかのときには、その原子炉の運転をとめさせることができるというふうに書いてあるんです。

ところが、第29条第2項の技術上の基準というのは、これはこうなっているんだな。この原子炉等規制法の73条で、「第27条から第29条までの規定は、電気事業法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設であって実用発電用原子炉に係るものについては、適用しない」というわけですから、29条は電力会社の原子炉には適用されないわけだ。そうすると、29条2項の技術的基準に違反しているからといって、停止を命令することは、少なくとも原子力規制委員会にはできないはずなんです。ここでは、改正原子炉等規制法が全面施行されるまでの話ではあるんですが、少なくともそれまでは、原子力規制委員会として何の権限もないじゃないかというふうに、私は思っている。間違いだったら、ぜひどなたかにご指摘いただきたいけれども。

つまり、今の状況は、法的には全く何だかわけがわからない。つまり、何度も言いますけれども、原子力発電所を再稼働することは法的にはノープロブレムである。だからそれをすべきであるというのが私の考えです。原子力規制委員会がどうこう言う以前に、電力会社各社は、そんなことを関係なしに直ちに再稼働してよろしいのだというのが私の考え。

ついでに申しますと、現行の法令には、この前申しました、活断層の上に建屋をつくっちゃいけないという法令はございません。これは都市伝説です。耐震審査指針の手引というのに書いてあるだけであって、あれはそもそも法令じゃないんです。あれはかつての原子力安全委員会が原子炉の設置の許可を出すときに、意見を聞かれる、その意見を聞かれるときの参考資料としてあるだけの話なので、あれは法律でも何でもありません。

おまえがここでそんなに頑張ってどうするんだって言われればそれまでの話ですが、とても変だなというのが現状でございます。この変だなという現状を変であるにもかかわらず、何となく原子力発電所はとめていなくちゃいけないんだというふうに思っているというのは、法治主義の大原則に正面から反することであって、それ自体が大変ゆゆしいことであるというふうに思っております。

なぜそんなに頑張るかという、とにかく原発をすぐに立ち上げてくれればコスト増にならずに済み、我々もこういうことをやらなくて済んだんだという、そのことを言いたいわけでございます。何か変ですね、とにかく。とにかく変。それだけの話です。すみませんでした。

ここからは少しまじめに、今もまじめに言ったんですけども、本当に皆さん、どうもありが

とうございました。大体、審議会というのは1カ月に1回やって、半分は居眠りしているというのが正しい委員のありようなんですけれども、それとは全く違って、昨日もやったんですからね。本当に皆様、大変でした。どうもありがとうございました。委員の皆様、オブザーバーの皆様に、心から感謝いたします。

それから、何人かの方からすでにご指摘がありました。事務局の頑張りようは大変なものでございました。中にはほとんど寝ていないで、先月寝ましたみたいな、そういう感じの人が何人もおられるわけです。いや、本当に大変でした。そう言うのは何だけど、長官初め、幹部の皆さんというのは、私もバックグラウンドが似ているから、どれくらいの能力か大体わかるんだけど、実戦部隊のほとんど神がかりのようなご活躍ぶりは、本当に驚くべきものであって、とにかく頭が下がるという以外にはございません。そのような仕事が可能であったのは、電力2社さんの実戦部隊の、これもまた不眠不休のご活動があったに違いないわけですし、この点についても、私は深甚の敬意と謝意を表すところでございます。本当に皆さん、ありがとうございました。お疲れさまでございましたといたって、まだこれから先があるんですけれどもね。長谷川さん、お手柔らかにお願いしますね。本当に。

ということですが、事務連絡はないのかな。

じゃ、今日の会議はこれでおしまいでございます。どうも本当に皆さん、ありがとうございました。

— 了 —